

「東武鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則に関する特約」新旧対照表

現行	改定
<p>「東武鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則に関する特約」</p> <p>(前略)</p> <p>(モバイル IC 定期乗車券等の発売)</p> <p><b>第 10 条</b> 旅客がモバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O に定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、購入に必要な事項等を入力の上、旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。</p> <p>2 モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O に通学定期乗車券の購入を希望する場合は、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の 7 日前までに、サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第 3 項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。</p> <p>(1) 新規購入の場合</p> <p>(2) 4 月 1 日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合</p> <p>(3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ 4 月 30 日を超えるものを購入する場合</p> <p>(4) 通学定期乗車券の有効期間、もしくは経路が変更となる場合</p> <p>3 前項による提出方法は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 購入申込書と通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せて郵送する。</p> <p>(2) 電子ファイル化した通学証明書、または通学定期乗車券購入兼用証明書を送信する。</p> <p>4 第 2 項により購入したモバイル IC 定期乗車券の有効期間、有効期間、経由ならびに発売額等、IC 定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O の画面および会員メニューにより確認することができる。</p> <p>5 クレジットカードによる決済処理は、第 5 条第 2 項に定める旅客運送契約の成立時点をもって行われる。</p> <p>6 第 1 項および第 2 項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定める IC 鉄道事業者の IC カード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、旅客が 18 才となる年度の 3 月 31 日以前を使用開始日とする通学定期乗車券、東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券および実習用通学定期乗車券の発売はしない。</p> <p>7 モバイル IC 定期乗車券の有効期間開始前または有効期間中に同一のモバイル IC 乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。</p> <p>8 モバイル IC 定期乗車券の発売は 5 時から 23 時 45 分までとする。</p> <p>9 モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O へ企画乗車券の発売は行わない。</p> <p>(中略)</p>	<p>「東武鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則に関する特約」</p> <p>(前略)</p> <p>(モバイル IC 定期乗車券等の発売)</p> <p><b>第 10 条</b> 旅客がモバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O に定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、購入に必要な事項等を入力の上、旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。</p> <p>2 モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O に通学定期乗車券の購入を希望する場合は、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の 7 日前までに、サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第 3 項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。</p> <p>(1) 新規購入の場合</p> <p>(2) 4 月 1 日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合</p> <p>(3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ 4 月 30 日を超えるものを購入する場合</p> <p>(4) 通学定期乗車券の有効期間、もしくは経路が変更となる場合</p> <p>3 前項による提出方法は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 購入申込書と通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せて郵送する。</p> <p>(2) 電子ファイル化した通学証明書、または通学定期乗車券購入兼用証明書を送信する。</p> <p>4 第 2 項により購入したモバイル IC 定期乗車券の有効期間、有効期間、経由ならびに発売額等、IC 定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O の画面および会員メニューにより確認することができる。</p> <p>5 クレジットカードによる決済処理は、第 5 条第 2 項に定める旅客運送契約の成立時点をもって行われる。</p> <p>6 第 1 項および第 2 項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定める IC 鉄道事業者の IC カード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、旅客が 18 才となる年度の 3 月 31 日以前を使用開始日とする通学定期乗車券、東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券および実習用通学定期乗車券の発売はしない。</p> <p>7 モバイル IC 定期乗車券の有効期間開始前または有効期間中に同一のモバイル IC 乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。</p> <p><b>8</b> モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O へ企画乗車券の発売は行わない。</p> <p>(中略)</p>
<p>(モバイル IC 定期乗車券の区間変更)</p> <p><b>第 12 条</b> モバイル IC 定期乗車券の区間変更を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を会員自らが行い、不要となった定期乗車券の払いもどし、および新たな定期乗車券の購入を同時に請求した場合に限り取扱う。</p> <p>2 前項にかかわらず、新たに購入を希望する定期乗車券が、発駅が当社の駅以外の駅へ変更となる場合、モバイル IC 定期乗車券を発売する事業者以外の区間のみである場合、または IC カード乗車券の取扱い区間外を含む場合等は、当社が別に定める方法により取り扱う。</p> <p>3 P A S M O 取扱規則に関する特約の定めるところにより、定期券情報のある P A S M O カードの情報をモバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O に発行替えを行ったのちに当該モバイル IC 定期乗車券の区間変更をする場合、会員規約の定めによる会員登録を行ったうえで取扱う。</p> <p>4 前各項による区間変更をしようとするときで、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録がなされていない場合は、当該クレジットカードの登録後に限り取扱うものとする。</p> <p>5 前 1 項の取扱いは 5 時から 23 時 45 分までとする。なお、第 2 項による取扱いをする場合は 9 時から 20 時までとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(モバイル IC 定期乗車券の区間変更)</p> <p><b>第 12 条</b> モバイル IC 定期乗車券の区間変更を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を会員自らが行い、不要となった定期乗車券の払いもどし、および新たな定期乗車券の購入を同時に請求した場合に限り取扱う。</p> <p>2 前項にかかわらず、新たに購入を希望する定期乗車券が、発駅が当社の駅以外の駅へ変更となる場合、モバイル IC 定期乗車券を発売する事業者以外の区間のみである場合、または IC カード乗車券の取扱い区間外を含む場合等は、当社が別に定める方法により取り扱う。</p> <p>3 P A S M O 取扱規則に関する特約の定めるところにより、定期券情報のある P A S M O カードの情報をモバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O に発行替えを行ったのちに当該モバイル IC 定期乗車券の区間変更をする場合、会員規約の定めによる会員登録を行ったうえで取扱う。</p> <p>4 前各項による区間変更をしようとするときで、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録がなされていない場合は、当該クレジットカードの登録後に限り取扱うものとする。</p> <p>(中略)</p>
<p>(モバイル IC 定期乗車券の払いもどし)</p> <p><b>第 20 条</b> モバイル IC 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、P A S M O 取扱規則</p>	<p>(モバイル IC 定期乗車券の払いもどし)</p> <p><b>第 20 条</b> モバイル IC 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、P A S M O 取扱規則</p>

に関する特約に定めるモバイルPASMOアプリ、PASMOアプリケーション、会員メニューの操作、またはサポートセンターのいずれかによる所定の手続きにより払いもどしを行う。このときの払いもどし額は、旅客営業規則の定めるところによる。

- 2 前項による払いもどしは、購入時に使用したクレジットカードの銀行口座等に送金することにより返金するものとする。この場合、送金期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とする。なお、クレジットカードを通じた送金により返金することができない場合は、旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口座等に返金を行うことがある。
- 3 前条による払いもどしを行う場合で、第10条により発売された有効な定期乗車券が付加されているときは、第1項に定める定期乗車券の払いもどしと同時に行うものとする。
- 4 第11条第2項による方法で発行替えを行ったApple PayのPASMOの払いもどしを行う場合は、会員規約の定めによる会員登録後、第1項により取扱う。ただし、当該払いもどしによる返金は、旅客が指定する旅客名義の日本国内の金融機関の銀行口座等に返金するものとする。
- 5 前各項により、モバイルPASMOアプリ、PASMOアプリケーション、会員メニューから、会員自らがモバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払いもどし操作を行う場合、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。また、サポートセンターによる払いもどし手続きを請求する場合は、旅客に代わってサポートセンター係員が払いもどしのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。ただし、旅客はサービス提供時間内にいずれかの払いもどし操作を行うものとする。
- 6 当社は、払いもどしを請求した旅客の会員情報（旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口座等に返金を行う場合にあっては、その口座情報）が、正しく登録されている場合に限り払いもどしを行う。
- 7 モバイルIC乗車券により旅行を開始した場合、その旅行が終了するまで払いもどしを請求することはできない。
- 8 この払いもどしの取扱いは5時から23時45分までとする。ただし、サポートセンターによる払いもどしは9時から20時までとする。

(後略)

以上

に関する特約に定めるモバイルPASMOアプリ、PASMOアプリケーション、会員メニューの操作、またはサポートセンターのいずれかによる所定の手続きにより払いもどしを行う。このときの払いもどし額は、旅客営業規則の定めるところによる。

- 2 前項による払いもどしは、購入時に使用したクレジットカードの銀行口座等に送金することにより返金するものとする。この場合、送金期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とする。なお、クレジットカードを通じた送金により返金することができない場合は、旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口座等に返金を行うことがある。
- 3 前条による払いもどしを行う場合で、第10条により発売された有効な定期乗車券が付加されているときは、第1項に定める定期乗車券の払いもどしと同時に行うものとする。
- 4 第11条第2項による方法で発行替えを行ったApple PayのPASMOの払いもどしを行う場合は、会員規約の定めによる会員登録後、第1項により取扱う。ただし、当該払いもどしによる返金は、旅客が指定する旅客名義の日本国内の金融機関の銀行口座等に返金するものとする。
- 5 前各項により、モバイルPASMOアプリ、PASMOアプリケーション、会員メニューから、会員自らがモバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払いもどし操作を行う場合、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。また、サポートセンターによる払いもどし手続きを請求する場合は、旅客に代わってサポートセンター係員が払いもどしのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。ただし、旅客はサービス提供時間内にいずれかの払いもどし操作を行うものとする。
- 6 当社は、払いもどしを請求した旅客の会員情報（旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口座等に返金を行う場合にあっては、その口座情報）が、正しく登録されている場合に限り払いもどしを行う。
- 7 モバイルIC乗車券により旅行を開始した場合、その旅行が終了するまで払いもどしを請求することはできない。

(後略)

以上

附則

この特約は、2022年3月22日から実施し、2022年3月21日から適用する。